

令和 5 年度 第 2 回 八戸市子ども・子育て会議 議事録

【概 要】

日 時	令和 5 年 8 月 10 日（木） 13 時 30 分																		
場 所	八戸市公民館 2 階 会議室 1・2・3																		
出席委員	<p>【出席】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">坂本 美洋 委員</td> <td style="width: 33%;">関川 幸子 委員</td> <td style="width: 33%;">根城 隆幸 委員</td> </tr> <tr> <td>正部家 朱美 委員</td> <td>高橋 隆悦 委員</td> <td>田頭 初美 委員</td> </tr> <tr> <td>中里 雅恵 委員</td> <td>小川 和子 委員</td> <td>川村 暁子 委員</td> </tr> <tr> <td>平間 恵美 委員</td> <td>風穴 雄亮 委員</td> <td>高橋 さつき 委員</td> </tr> <tr> <td>小池 智彦 委員</td> <td>山本 恵鶴子 委員</td> <td>加藤 宏明 委員</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">計 15 名</p> <p>【欠席】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">三角 浩司 委員</td> <td style="width: 33%;">久保 隆明 委員</td> <td style="width: 33%;">細越 亜起子 委員</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">計 3 名</p>	坂本 美洋 委員	関川 幸子 委員	根城 隆幸 委員	正部家 朱美 委員	高橋 隆悦 委員	田頭 初美 委員	中里 雅恵 委員	小川 和子 委員	川村 暁子 委員	平間 恵美 委員	風穴 雄亮 委員	高橋 さつき 委員	小池 智彦 委員	山本 恵鶴子 委員	加藤 宏明 委員	三角 浩司 委員	久保 隆明 委員	細越 亜起子 委員
坂本 美洋 委員	関川 幸子 委員	根城 隆幸 委員																	
正部家 朱美 委員	高橋 隆悦 委員	田頭 初美 委員																	
中里 雅恵 委員	小川 和子 委員	川村 暁子 委員																	
平間 恵美 委員	風穴 雄亮 委員	高橋 さつき 委員																	
小池 智彦 委員	山本 恵鶴子 委員	加藤 宏明 委員																	
三角 浩司 委員	久保 隆明 委員	細越 亜起子 委員																	
事 務 局	<p>こども健康部：秋山部長、岩崎こども・子育て政策推進監</p> <p>こども未来課：小田副参事（保育 GL）、和島副参事（企画 GL）</p> <p style="padding-left: 40px;">八木澤副参事（認可監査 GL）、佐々木主幹、松浦主幹</p> <p>子育て支援課：森林課長、山本副参事（家庭支援 GL）</p> <p>こども家庭相談室：中里こども健康部次長兼室長、久保副室長（女性支援 GL）</p> <p>すくすく親子健康課：坂本課長</p> <p>教育指導課：日向端副参事（実践支援 GL）</p> <p>こども支援センター：田端所長、三浦指導主事</p>																		
議 事 案 件 関 係 課	<p>危機管理課：氣田副参事（危機管理 GL）</p> <p>市民連携推進課：間参事（男女共同参画推進室長）</p> <p>福祉政策課：中嶋副参事（福祉政策 GL）</p> <p>生活福祉課：沼口副参事（生活福祉第二 GL）</p> <p>障がい福祉課：町井副参事（自立支援 GL）</p> <p>保健総務課：八木澤副参事</p> <p>保健予防課：立花副参事</p> <p>くらし交通安全課：細越副参事（防犯交通安全 GL）</p> <p>建築住宅課：平脇副参事（住宅 GL）</p> <p>学校教育課：角岸副参事（学務 GL）</p> <p>社会教育課：石木田主幹（社会教育 GL）</p> <p>図書館：鈴木副参事（業務 GL）</p>																		

議 事	・第2期八戸市次世代育成支援行動計画後期計画 令和4年度実施状況について
結果概要	上記議事について説明し、出席委員全員の了承を得た。 (以下、議事詳細)

【議 事】

司 会	<p>只今より「令和5年度 第2回 八戸市子ども・子育て会議」を開催いたします。</p> <p>本日は、三角委員、久保委員、細越委員が所用のため、欠席されておりますが、半数以上の出席であり、八戸市子ども・子育て会議条例第7条第2項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、会議に入ります。</p> <p>当会議条例第7条により、会議の議長は、会長が務めることとなっております。坂本会長に御挨拶をいただき、引き続き議事の進行をお願いします。</p>
会 長	(あいさつ)
会 長	<p>それでは議事に入ります。皆様の御協力をいただきまして、円滑に議事を進めて参りたいと存じますので、よろしく願いいたします。</p> <p>はじめに、「第2期八戸市次世代育成支援行動計画後期計画 令和4年度実施状況について」事務局より説明願います。</p>
こども未来課	(説 明)
会 長	<p>続きまして、委員の皆様から事前に御質問・御意見を提出いただいておりますので、それらについて事務局より回答いただきます。</p> <p>資料3-1から3-3は、委員Aからの質問・意見でございます。</p> <p>まず、資料3-1について、こども未来課とすくすく親子健康課よりそれぞれ説明願います。</p>
こども未来課	(説 明)
すくすく親子健康課	(説 明)
会 長	只今の説明に対し、委員Aから御意見等ございますでしょうか。

(意見等なし)

会 長 続きまして、資料3-2について、こちらは計画に位置付けられた事業に関するものではございませんので、本日、担当課は出席しておりませんが、事務局で回答を預かっております。こども未来課より説明願います。

こども未来課 (説 明)

会 長 只今の説明に対し、委員Aから御意見等ございますでしょうか。

委員A 市民病院に聞けば、このような回答になると思います。医療的ケア児については、在宅でも保護者が付きっきりでケアしている状況にあり、そこへさらに入院が必要となると、ほとんどの場合に母親が付き添うことになり、母親自身の食事やトイレがどのようになっているのか気になっていました。市民病院への入院であれば、長期間に及ぶことはないかもしれませんが、例えば八戸病院に入院する場合はどのようになっているのか気になります。出来るだけ休息をとるように声掛けしているのでしょうかけれども、母親としては、自分の子どもは自分で看なければならぬとの思いから、無理をして負担がかかっているのではないかと思います。市民病院からは休息を取るようお声掛けしているとのことですが、母親側からはなかなか言い出せないことだと思うので、ぜひスタッフの側からお声掛けいただきたいと思います。子どものケアだけでなく、母親をはじめ家族のケアもお願いします。

会 長 続きまして、資料3-3について、こちら先程と同様に担当課は出席しておりませんが、事務局で回答を預かっております。こども未来課より説明願います。

こども未来課 (説 明)

会 長 只今の説明に対し、委員Aから御意見等ございますでしょうか。
(意見等なし)

会 長 続きまして、資料3-4は、委員Bからの質問でございます。
資料3-4について、子育て支援課より説明願います。

子育て支援課 (説 明)

会 長 只今の説明に対し、委員Bから御意見等ございますでしょうか。

(意見等なし)

会 長 続きます、資料3-5から3-7は、委員Cからの意見でございます。
まず、資料3-5について、子育て支援課より説明願います。

子育て支援課 (説 明)

会 長 続きます、資料3-6について、こども支援センターより説明願います。

こども支援
センター (説 明)

会 長 続きます、資料3-7について、こども支援センターより説明願います。

こども支援
センター (説 明)

会 長 以上で事前に提出いただいた御質問・御意見について、すべて事務局から説明いただきました。

その他、委員の皆様から御質問・御意見等ございますでしょうか。

委員D たくさんの事業をなさってくださっていることにいつも感心しております。1つ目の質問は啓発についてです。勉強会や広報活動などはゴールが見えにくいものであると感じています。悩み相談などは、それに対して助言して解決したかどうかで結果が非常に分かりやすいのですが、啓発活動はそういった悩み解決と違い、何も困っていない方に対して意識を変える取組を行ったとしても、何も反応が返ってこないことがあると思います。その辺の評価はどのようにされているのでしょうか。すくすく親子健康課で実施している健康教室について、評価の事例があれば教えていただきたいと思ひます。

会 長 すくすく親子健康課から回答お願いします。

すくすく親子
健康課 委員のおっしゃるように、啓発の評価は難しいと感じております。健康教室の評価については、開催回数や参加人数のほか、参加者へアンケートを記入いただき、内容が分かりやすかったか、それとも難しかったか確認し、次の健康教室に活かしています。

このように、事業単位では評価していますが、健康教室への参加者以外についての啓発までは、評価するのは難しいと感じております。

委員D ありがとうございます。アンケートでどういう感想を持ったか確認するこ

とが大事になるのかと思います。私も離乳食教室に通わせていただきましたが、そのとおりにやると自分の母親に違うと言われたり、子どもを病院に連れて行ったら、なんでこんなになるまで放っておいたのかと怒られたり、逆にこの程度で連れてこないでと言われたりしました。そういった小さな積み重ねが子育ての悩みであったり、育てにくさに繋がっていると思います。このようなことは、ハード面を整えたり、教室をやったりというだけでは解決しないので、すごく難しいことだと思いますが、みんなでやっていけたらと思います。

もう1つの質問です。こども基本法の中で、子どもの意見を政治に反映させるという内容があり、これはすごく専門的なことではないかと思います。子どもから意見を引き出すのは、教員をやっていた経験上、とても難しいことを知っています。そこで、子どもの意見を聞く専門性が大事になってくると感じています。こども基本法の勉強会を保護者や委員へ実施してはどうですか。

こども・子育て
政策推進監

委員のおっしゃるとおり、こども家庭庁が打ち出したものの中で、子どもの意見を聞くというのが非常に大きいものと考えております。また、委員のおっしゃるとおり、子どもから意見を聞くのは難しいことだと思います。

昨年度末に国から子どもに意見を聞くときの指針となる資料が出ており、子どもの意見を否定せずに引き出すファシリテーターの役割が重要であると記載されていました。子どもの意見を受け止める大人側がそのような素養を持つことが大事になると考えております。

八戸市においても、個々の事業の中で、例えばまちづくりについて中高生や大学生の意見を取り入れて事業を展開するといったことをやっております。ただし、子どもの成長の観点からという意味では、やっていない部分もあると思いますので、今後、市としてどのように子どもの意見を聞いていくか、また、こども基本法の勉強の機会を設けるかについては、事務局の課題としてご意見をいただきながら進めて参りたいと思います。

こども家庭
相談室

我々は相談の窓口をやっております、学校であったり、幼稚園であったり、地域の方々からの通報があり、そういった中で対応していく場合に親御さんだけではなく、子どもからの意見も必ず聞いております。どのように子どもが感じているのかを尊重しながら対応しております。

来年4月1日からこども家庭センターの設置を各自治体に義務付けられており、その中でサポートプランを作成することが義務付けられます。このサポートプランというのは、各ケースに対してどのように支援していくかを行政だけではなく当事者の方々も一緒になって考えていくもので、子どもの意見も聞くことになっております。このような困難なケースの対応につきましても、子どもの意見を尊重しながら対応に努めているところでございます。

会 長

次に、委員 E からお願いします。

委員 E

先ほどの特別支援教育アシスタント事業の回答についてですが、私は特別支援アシスタントになった人を数名知っております。現在、子どもが少なくなっている一方で、アシスタントをすごく必要としているという状態であり、いつまでも公募でいいのかお聞きしたいです。

特別支援アシスタントは、最初の頃はクラスの中で例えばうろうろしてどこかに行ってしまう子を見ているといったものだったと思うのですが、今は行事にも関わったりしています。公募で選任され、ある程度の研修を受けた人でも、子ども一人ひとりがそれぞれなので大変かと思えます。遠足や行事にも行かなければならなくて、自分が思っていたようなものではなかったという方もいます。また、1時間1,000円の手当があるが、金額以上のことをしているという意見もありました。時間を延長してどうしてもその子についていなければならないとか、また、その子のために家に帰ってきてから自分も何か考えたり工夫したり、あるいは先生の手伝い的なことになっていたりして、私はどこまでやればいいのかと悩んでいる方もいます。いつまでも公募でいいのかと思えます。

会 長

こども支援センターから回答をお願いします。

こども支援
センター

特別支援教育アシスタントは、市の会計年度任用職員でございます。会計年度任用職員は、原則として公募で募集することになっており、その原則どおり公募で行っているものでございます。募集にあたりましては確かに人員の確保が厳しくなってきたと申し上げましたが、複数年やっぺらっしやる方も当然ございますし、教員の免許をお持ちであったりとか、幼稚園保育園の免許をお持ちであったり、様々な方がおります。支援が必要なお子さんは、委員おっしゃるよう一人ひとり違います。一人ひとりの特性が違いますし、学校によりましては、それが一人二人ではなく、複数名いる学校もあります。そのような状況もあり、アシスタントの方には年度途中でお辞めになる方も実際おります。一方で、意欲的な方もおられますので、そういった方々は大事にしていきたいと思えます。

人数確保という点では、現状では公募が一番人を集められると思えます。特定の人を選んでいくのは非常に難しいところもあろうかと思えますので、現状では公募でということと考えております。

ただし、今後、制度自体の見直しがかかることもあろうかと思えます。その際には、より子どものためになるよう、体制につきましても検討したいと思えます。

- 会 長 他に委員の皆様からございますでしょうか。
- 委員 F 事業番号 19 の小・中ジョイントスクール推進事業について、市立の全小中学校 66 校とありますが、これは私立の中学校は含まないのですか。市立ではないので難しい部分はあるのかもしれませんが、教えていただきたいと思えます。
- 会 長 教育指導課から回答をお願いします。
- 教育指導課 小・中学校ジョイントスクール推進事業は、八戸市立の小中学校についての地域での連携が主なところでございます。
私立の中学校は 2 校ございますけれども、それについては小学校の教員が中学校へ行き、進学する子がどのような子であるかを個別にやっているところですので、このような大きな事業として全体的にやっているところには含まれておりません。
- 委員 F 分かりました。もう一つ聞きたいのですが、事業番号 26 からの子どもの居場所づくりのことですけれども、根城小学校やはっちで実施しているということで、もし内容が分かりましたら教えていただければと思います。
- 会 長 子育て支援課から回答をお願いします。
- 子育て支援課 事業番号 26 から 28 についてでございますが、まず、放課後児童クラブにつきましても、市内 49 ヶ所で実施しております。放課後子ども教室につきましても、開催場所は基本的には小学校あるいは地区の公民館等で実施してございます。根城小学校の放課後子ども教室では、小学校の中で土曜日等を活用して体験等の教室を開催しております。はっちでの開催については、小中野地区の放課後子ども教室がはっちのスペースを借りて開催しております。
- 委員 G はっちでの開催状況について補足します。小中野放課後子ども教室は私の団体でやっております。もともとは小中野児童館で開催していました。コロナ禍を受けまして、屋内でやっていたことができなくなったので、土日開催に關しましては、全市の子どもたちを対象に、ものづくりの体験や学習指導をしています。
今年から公民館も使えるようになりまして、学校のコーディネーターや地区のボランティアと協力し、太鼓教室を 2 回やりました。かなりの子どもが集まっています。学校の方からもお声掛けをいただいております。昔は学校を使うのが難しかったのですが、今は先生方のご理解を得られまして、やりたい

ことがあればどうぞと言っています。今後、子ども教室は、学校と協力することで、子どもたちの居場所として大きく活躍するのではないかと思います。

委員 F

先日、NHKでも放送があったのですが、子どもというのは体を動かしたいエネルギーの塊です。おとなしく椅子に座っている時間が多くあるので、子どもたちの発散の場を土日だけでなく、平日の放課後も毎日提供できればと思います。そのためには、地域にある学校にそのような環境を作るのがいいのではないかと思います。できるだけ遠くに移動する必要がないように。教育委員会と福祉の両方を合わせることになるので、なかなか難しいことではあると思うのですが、その垣根を取り払ってやっていただけるようお願いしたいということが私の主旨でございます。よろしくお願いします。

会 長

他に委員の皆様からございますでしょうか。

委員 H

先日、すくすく親子健康課に用があり、市役所に電話したら転送してもらいました。この会議にも出席しているので、皆さん、市役所にいらっしゃるのかと思って市役所に来てみたら、田向だったということがありました。多分、私だけじゃないだろうと思います。どの建物にはどの課があり、田向にはどの課があるのか一覧になっていると分かりやすいと思います。

また、相談内容によってどの課に連絡すればいいのか分かりづらいと思います。子どもについて何か相談しようと思ったら、まずここに電話くださいという窓口があって、そこから相談内容によってどの課に行くか、またはどの課に連絡するかとした方が、スムーズでよいと思います。今みたいにバラバラですと、たらい回しにされているような感じになると思うので、そこをお願いしたいと思います。

会 長

こちらは委員からの要望となります。他に委員の皆様からございますでしょうか。
(質問等なし)

会 長

それでは、本件について事務局案のとおり承認することでよろしいでしょうか。
(委員からの承認)

会 長

それでは、本件について承認いたします。本日、予定していた議事は以上となります。委員の皆様から、議事以外のことで何かございますでしょうか。

委員 I

本日は第2期の次世代育成支援行動計画後期計画の検証でございましたが、第1回子ども・子育て会議の案件であった子どもファースト事業とリンクしていない部分がたくさんあります。今後、第3期の計画が策定されると思うのですが、現在、市では計画の策定に向けてどのような取組をされているのかお聞きしたいです。

もう1つ、医療的ケア児のことでお話をさせてください。委員 A からもお話がありましたとおり、入院に付き添うお母様が大変な思いをされているのは、私も子どもが入院したときに同じ思いをしたので、身に染みて分かります。また、家庭で医療的ケア児を見ている親御さんのレスパイトケアが、全国的に病院の一部の場所を使ってスタートしているということを、今回勉強する機会があって知りました。

八戸市では、医療的ケア児の年齢、あるいは人数がどのような分布になっているのか、そのようなことが分からないということが1つと、保育所等で医療的ケア児の受け入れが義務になる中で、令和5年度からの新規事業として、コーディネーターの配置や協議の場の設置が行われているようですが、保育所等にはその情報が全く来ていません。そのような中で、お母様方、お父様方からお預かりの可能性はあるのかと問われても、事業者としてはお答えしづらい部分があります。また、保護者の方も、子どもの将来を考えた時に、どこへ行ってどのようなケアをしていくのが子どもの幸せにつながるのかを、非常に悩んでおられます。そのような声を聞くことがこの頃多くなっているので、その辺りのことをお伺いしながら、また、保育所等が医療的ケア児を実際にお預かりすることになった時のためのガイドラインの策定は進んでいるのか、今現在、すでに医療的ケア児をお預かりしている保育所等があるのだとしたら、どのような形でお預かりをしているのか、市としての関与はどうかになっているのか、医師や保護者との連携はどうかになっているのか、その辺りのことをすごく不安に思っています。全ての子どものためにと国が打ち出している中で、我々の方も全ての子どものための施設でありたいと思い、模索をしている毎日です。そのためには、やはり八戸市と一緒にやっていけるようにならなければ、お子さんの幸せは望めないかとすごく危惧しています。その辺りのことを、何か1つでも2つでもお話をお聞かせいただけることがありましたら、ありがたく思います。

会 長

1つ目の質問について、こども未来課から回答をお願いします。

こども未来課

次の第3期計画は令和7年度からスタートになります。予定としましては、今年度にアンケート調査をしまして、来年度に具体的な計画の中身について作業を進めていくことを想定しております。今、お話がありました子どもファースト事業とどのようにリンクさせていくかということも、来年度の作業の

中で検討してまいりたいと思います。

会 長

2つ目の質問について、障がい福祉課から回答をお願いします。

障がい福祉課

前回の子ども・子育て会議の資料に、医療的ケア児への支援について、子どもファースト事業の1事業ということで載っておりました。今回の第2期計画には載っていないのですが、こちらは医療的ケア児の総合支援事業ということで、協議の場の設置とコーディネーターの配置の2つの取組になります。協議の場というのは、保健・医療・福祉・教育の専門家の方が集まって、それぞれの医療的ケア児に関する支援の取組について情報を共有する場になっており、現在は年に1回開催しております。それぞれの課題を共有したり、いろいろな勉強をしたりしております。コーディネーターの配置に関しましては、医療的ケア児の支援は、すすく親子健康課やこども支援センター、こども未来課、障がい福祉課が、それぞれの役割の下で事業を行っています。教育に関する部分はこども支援センター、保育に関する部分はこども未来課、障がい福祉サービスに関する部分は障がい福祉課が、それぞれの事業に基づいて支援しております。そのような体制ですと、それぞれの課の部分しか分からないので、そこを総合的に連携して、乳幼児期から保育期、就学期と切れ目のない支援をしていけるように、コーディネーターを配置するものです。これによって、保護者の方に寄り添った支援が期待できると思っています。

レスパイト事業については八戸市では行っておらず、青森県内でも三沢市は行っているのですが、実績はないと思われます。八戸市は医療的ケア児が32名おります。青森県内は最新の数字で164名と出ています。レスパイト事業に関しては、保護者の負担を軽減するものということで、今後、コーディネーターを設置し、医療的ケア児及びその家族の支援の必要性をお聞きしながら、考えていかなければならないと思っています。

先ほど医療的ケア児の年齢層が分からないという件について、年齢別の人数はありませんが、0歳から18歳までで合計32名となっております。

会 長

続いて、こども未来課から回答をお願いします。

こども未来課

ガイドラインの話をさせていただきたいと思います。現在、実際に入っているお子さんは、2つの園でそれぞれ1名ずつでございます。2年目の方と、今年4月から始まった方です。また、相談に来て話を進めているお子さんが2名おります。園はそれぞれ違います。

ガイドラインの作成を今年度することになっておりまして、盛岡市や横浜市の事例を見ながら作業を進めているところです。障がい福祉課でコーディネーターを配置するタイミングに合わせて作成したいと思っています。

委員 I ありがとうございます。ガイドラインの作成に合わせて、お子さんを受け入れるための決まりというか、例えば医師の診断を必要とするといったことも整理されるのでしょうか。私どもは命を預かる立場なので、すごくデリケートな問題だと思っております。よろしく申し上げます。

こども未来課 はい、そのとおりだと思っております。ガイドラインの中で、どういった書類が必要であるか、また、主治医との関係も明記したいと思えます。

会 長 他にございますでしょうか。
(委員からの発言なし)

会 長 無いようですので、これをもちまして終了いたします。ご協力ありがとうございました。進行を司会に戻します。

司 会 ありがとうございます。
第 3 回八戸市子ども・子育て会議は、11 月 14 日（火）の 13 時に開催する予定となっております。
開催場所や案件につきましては、後ほど改めて御連絡いたします。
これをもちまして、「令和 5 年度 第 2 回 八戸市子ども・子育て会議」を終了いたします。委員の皆様、ありがとうございました。